

令和5年度 第3回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年6月8日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第10号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第11号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 9 番 草場竜一郎 10番 本田 廣正
11番 中村 幸信 12番 河嶋 隆雄 13番 緒方 寛二
14番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
井芹 康雄 坂本 導成 松野 文男
7. 欠席委員
農業委員
8 番 平井 豪
農地利用最適化推進委員
伊佐 浩二、上村 敦之
8. 議事録署名人
3 番 清住 昇
4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。事務局長からありましたように、本年度第3回目の総会になります。お足元の悪い中、大変御苦労さまでございます。現場のほうではいよいよ田植の準備等で皆さん多忙な毎日を送られているかと思いますが、これからますます暑くなります。熱中症には十分注意をしながら農作業をやっていただきたいと思います。

過日5月30日から6月1日にかけて、全国の会長大会が東京のほうで行われておりますので、その概要をごく簡単に御報告しながら、挨拶に代えていきたいと思っております。

甲佐町から私と課長、それから熊本県内からは約80名の参加がありました。これが東京の文京シビック公会堂というんですか、会場に、47都道府県ですから、恐らく2,500名は下らないかと思っております、その参加を得まして開催されたところです。

それで、第1日目に政策提案が行われております。内容は、食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業、農村をつくるための政策提案が行われたところです。それからもう一つは、申合せ事項として、地域の農地を生かした持続可能な農業・農村を創る全国運動、いわゆる情報提供活動の一層の強化に関する申合せ決議が行われております。これは、これから私たちが行ってまいります目標、地図の作成なり、地域計画作成、これらについての申合せ決議です。

それから、その日に鹿児島県の屋久島農業委員会からの実践発表、それと静岡県の伊東市の農業委員会の実践発表が行われたところです。その後、3番目に大会の

実行運動計画案の提案が行われ、その後、会場を移しまして、熊本県の国会議員との意見交換会がA P 東京八重洲というところで16時半から行われました。

2日目には、長野県の稲倉の棚田の現地研修を行っております。これは、令和4年度の農林水産祭で天皇杯を受賞した棚田でございます。標高640メートルの山と山の谷間でございます約30ヘクタールの棚田の現地研修を行いました。その後、2日目には、長野県の上田市農業委員会との意見交換会を上田市交流文化芸術センターで、その日は3時半から5時前まで行っております。

3日間はほとんど史跡観光ということで、上田城跡と真田神社、長野県の真田三勇士がおるところです、その見学と、真田氏歴史館の見学を行っております。

その他といたしまして、国会議員との意見交換会の中で、私は甲佐町農業委員会14名と地域最適化推進委員11名の代表、それから甲佐町の生産者の皆さんの代表としてこの場に立っておりますということで、熊本選出の国会議員の先生は全部おられました。坂本代議士と藤木先生等が全部いらっしゃった中で、代表として発言しますということで発言をしてきたところです。

その内容は、要するにロシアのウクライナ侵攻によって諸物価が上がり、諸資材が上がり、燃油等で現場のほうは非常に厳しい経営を強いられているところで、要するに価格をどうかしてくれと。農産物の価格は全然上がっていません。ほかの品は一通り物価は上がっていますが、農産物だけ価格は上がってないということで、現地では後継者がいない、あるいは高齢化の中で一生懸命作っているから、もう少し手厚い価格形成をやってくれという要請を行っております。

それともう一つは、ミニマム・アクセスです。これは常に私が申してるんですが、1900年の前に、ミニマム・アクセスに合意をして、そのときの合意した77万トンで国は輸入している。当時は生産量が1,000万トンあったけど、その77万トンと現在の情勢は変わっていて、700万トンの時代の77万トンとはかなり差がありますという内容で、政府に一考を求めて、要望といいますか、そういう内容で2点だけを報告しているところです。

その内容については、私はテレビを見てたんですが、さきの国会で野党の先生が同じ内容を発言をしていたのが記憶にあります。その中で、誰とは言いませんが、答弁を間違っ、77万トン輸入しているのを7万7,000トンという答弁をされた記憶ありますが、「あれ？」と思ってびっくりしとったら、席に戻られたらすぐ事務局が耳打ちをしていて、先生違いますよというようなことだったと思います。すぐ訂正をされましたので事なきを得たんですが、そういうことで、ミニマム・アクセスに常に関心を持っているところです。その内容で、農業委員会全国大会の中では復命とさせていただきますけど、最後に一つだけ、これは農業委員会の全国大会の中でも要望がありました。農業新聞の購読です。これは農業委員の皆さん必ずやっ

てください、こういう内容で、大会の中でもそういう要望がありましたので、恐らくこの前の熊本の会議の中で、小山さんも行っていますので、その中でも多分言われたかなと思います。その内容で、農業委員の皆さんは、農業委員の間、最適化推進委員の間だけでも構いませんので、ぜひ購読をお願いしたい。併せて言うなら、そのほかにもう一部増販というんですか、勧誘をしてくれ、こういう内容でありました。取りあえず全員購入だけは目指していきたいと思いますので、重ねてお願いを申し上げながら、全国大会の報告も併せて冒頭の御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、3番委員の清住昇委員と、それから4番委員の松本茂委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

議案第10号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第10号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年6月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。

2ページをお願いいたします。

番号1番について審議したいと思います。

1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリ

ーンで説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらが国道443号線でございまして、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございます。今回の申請地は桜の丘から南東にございまして、東寒野に1筆、西寒野に8筆あります。そのうち5筆がこのように固まっています。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、1番委員の境委員から、農地の使用貸借権設定（20年）について、農地法上問題がないかの説明をお願いいたします。

○1番 1番委員の境です。今回は、農業者年金再設定のための申請です。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
お手元のラミネートの資料の権利取得が農家の場合を御覧ください。
1については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。
2については、該当しません。
3については、該当しません。
4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
5については、該当しません。
6については、問題ないと思われます。
以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。
先月の5月29日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字東寒野に1筆、大字西寒野に8筆あります。申請地には果樹の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを御報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらにふれあい広場、こちらに龍野小学校がございまして、申請地は龍野小学校から東に約800メートル、中横田宮上に1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、12番委員の河嶋委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないかの説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。

高齢者となった申請人が相手方である子供への贈与ということで、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の権利取得が農家の場合を御覧ください。

1については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の5月29日に、会長、中村節美委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字中横田字宮上にある農地1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営業に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号3番、4番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番

6番委員の五嶋です。

説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

それでは、説明いたします。

5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、申請土地は赤色の部分です。こちらにふれあい広場、こちらに龍野小学校がございます。申請地は龍野小学校から東へ約470メートルのところに3筆ございます。番号3番の申請地が真ん中に1筆ございまして、番号4番の申請地がその南隣に1筆、北側にもう1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○6番

6番委員の五嶋です。

申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の権利取得が農家の場合を御覧ください。

1については、取得後において、全ての農地を効率的利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は210日程度であり、取得後の農場を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。

14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

- 14番 14番委員の中村です。
先月5月29日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字上早川字上知行にある農地3筆です。申請地には水稲の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを御報告いたします。
- 会長 ただいま、14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
意見はないようでございます。
それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号3番、4番については、原案どおり許可することに決定をいたします。
続きまして、番号5番について審議したいと思います。
6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。
- 6番 6番委員の五嶋です。
では、説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは、説明いたします。6ページに位置図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
今回の申請地はこの赤色の部分です。真ん中に竜野川が流れておりまして、こちらがふれあい広場です。今回の申請地は、ふれあい広場から北東に約1.1キロメートル、上早川上大谷に1筆あります。
場所の説明は以上です。
- 会長 続きまして、6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。
- 6番 6番委員の五嶋です。
姉である申請人から妹である相手方への贈与ということで、今回の申請となりました。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
お手元のラミネートの資料の権利取得が農家の場合を御覧ください。
1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の5月29日に、会長、中村節美委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字上大谷にある農地1筆です。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

田上委員。

推進委員 皆さんも疑問に思われると思いますけれども、相手方の譲受人が市内の方ですよね。それから年齢も80歳ですけど、事務方のほうからもう少し詳しく説明いただきたいと思ひます。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局から説明いたします。

今回、お姉さんから妹さんへ所有権移転ということで御相談がありました。お姉さんに持病がおありで病状の進行があるということで、妹さんが20年間一緒に農業をされていたということで、妹さんへの権利移動を御希望されています。

推進委員 ということは、ここに載っている住所というのは、このまま受け取っていいんですね。百何日も従事日数がありますが、市内から80歳の方が通って農業をするというのをそのまま受け取っていいんですね。

事務局 そこも確認したんですけれども、ほぼ毎日のように熊本市内からこちらの甲佐町のほうに足を運ばれていて、一緒に野菜作り等をされていたということでしたので、特にそこは問題ないと思ひます。

推進委員 分かりました。

○6番 ちょっと付け加えていいですか。

会 長 五嶋委員、どうぞ。

○6番 市内ばってんが、御幸付近ですもんね。だけん、時間的に15分から20分ぐらいで

来るけん、そう無理もないというようなことです。

会 長 よろしいですか、田上委員。

推進委員 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

○9番 移転の理由のところは規模拡大になっていますが、これもちょっとおかしいかなと。ちょっと変な気がしますけど。

事務局 市内にも2,000平米持っておられるので、面積が増えるという意味合いで経営規模拡大と書かせていただいています。

○9番 分かりました。

会 長 よろしいですか。

○9番 はい。

会 長 それでは、ほかに御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

今回の申請地は赤色の部分です。こちらに県道稲生野甲佐線が通っておりまして、こちらがふれあい広場です。今回の申請地は、こちらのふれあい広場から北に約1キロメートル、上早川大峯に2筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転(有償)について、農地法上の問題がないかを説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

申請人と相手方との間で農地の売買について相談し了承を得られたので、今回の

申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の権利取得が農家の場合を御覧ください。

1については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3についても、該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

先月の5月29日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字大峯にある農地2筆です。申請地には水稻の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを御報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○10番 この方は唐津なんですけども、土地をきれいにしているということは誰かが管理してたということですよ。

会 長 事務局からの回答をお願いします。

事務局 多分この方がされてるんじゃないかと思います。

○10番 今度譲り受けられる人がされていると。

事務局 はい。

○10番 いや、その辺も何か言われたほうがいいんじゃないかなと思います。荒れ地じゃないから。唐津から管理に来れませんからね。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは続きまして、議案第11号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題

といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、8ページをお願いいたします。

議案第11号、農地法第5条許可申書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年6月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、9ページをお願いします。

議案第11号、農地法第5条許可申書審議調書の番号1番についてを審議したいと思えます。

それでは、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましてはお手元の資料10ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思えます。

赤い印のところは今回の申請地で、国道443号線が下から上へこのように通っておりまして、こちらに甲佐高校、それと右下のこちらに甲佐町役場があります。申請地につきましては、甲佐町役場から北北東に約360メートルの位置にある農地でございます。

場所につきましては以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、5番委員の伊豆野委員より説明をお願いします。

○5番 それでは、説明いたします。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場及び駐車場を整備するために転用申請するものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうかを説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、

農業公共投資の対象となった農地ではありますが、役場より500メートル以内にあるため、第二種農地に該当すると思われます。第二種農地の転用は原則できませんが、第二種農地の申請地以外に事業目的を達成する適地がない場合に該当すると思われるため、転用は可能だと思います。

2については、申請地以外に事業を達成するために代わる土地はありません。

3については、残高証明も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、被害防止策を示されており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の5月29日に、会長、中村節美委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字横田字鬼丸にある農地で、役場より500メートル以内の区域にあるため、第二種農地に該当すると思われます。また、周囲にはほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

周囲への影響については、土砂流出防止のため周囲にブロックを設置するとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないと思われることを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言ございませんか。

それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

それでは続きまして、議案第12号、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定についてを議題いたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、11ページをお願いいたします。

議案第12号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年6月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の12ページをお願いいたします。

甲農第433号、令和5年5月25日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和5年度第3回です。

まずは総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、3年の田が9筆の8,156平米、6年の田が5筆の3,919平米、同じく6年の畑が1筆の1,730平米、10年の田が2筆の2,450平米となります。

賃借権の新規につきまして、3年の田が1筆の1,025平米、5年の田が13筆の8,113平米、同じく畑が1筆の1,275平米、10年の田が4筆の3,892平米となります。

使用賃借権については再設定がございません。

新規については、10年の畑が1筆の921平米となります。

今回の利用権設定の合計は、田が34筆の2万7,555平米、畑が3筆の3,926平米となります。

その他、所有権移転について、畑が2筆の2,790平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明をいたします。

以上です。

会長

ありがとうございました。それでは、14ページをお願いします。

議案第12号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請地は赤色の部分です。県道今吉野甲佐線がこちらに走っておりまして、甲佐大橋がこちらにございます。今回の申請土地は、こちら甲佐大橋から西に約1.1キロメートル、世持尾の上に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、野菜、果樹の作付をされています。今回の申請地には栗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐大橋がございまして、申請地は甲佐大橋から北に約730メートル、早川字向鶴に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か意見等ございませ

んか。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番、4番、5番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

19、20、21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、申請地は赤色の部分です。番号3番の申請地について説明いたします。こちらが甲佐高校、こちらに甲佐町役場がございます。今回の申請地は、甲佐町役場から北西に約940メートルの仁田子字原ノ前に1筆ございます。

続きまして、番号4番の申請地について説明いたします。こちらに採石場、こちらに甲佐神社がございます。今回の申請地は、採石場と甲佐神社の間に2筆点在しています。

続きまして、番号5番の申請地について説明いたします。こちらに甲佐小学校がございます。今回の申請地は、甲佐小学校から南東570メートルの豊内字中園に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番、4番、5番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、4番、5番については、原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、15ページをお願いします。

番号6番、7番、8番、9番、10番、11番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに緑川が流れておりまして、こちらが町道西寒野打越線です。今回の番号6番から11番の申請地は、東寒野字石割田に12筆固まっています。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定新規就農者で、主に米、バレイショを作付されています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番

地図と先ほどの場所からすると、多分尾北の一番奥のほうだと思うんですね。農機は宮内のヒライさんの倉庫を借りておられると思うんで、そこからトラクターを走らせて向こうまで行くわけですよね。相当な距離があると思うんですね。船で川を渡すんだったらすぐ行けるんでしょうけど。これを結局、ほかに大町とか上豊内とかやられているけど、現実的に大丈夫なのかなと思って。走らせることはできますよ。その後作業してとすると、物すごいガソリン代というか燃料代がかかりそうなんですけど、その辺大丈夫なのかなと。

あと、コンバインとかどうやって持って行くのかなと。走らせていくんだったら相当時間がかかるじゃないですか。トレーラーで引ける牽引免許なしぐらいのサイズのコンバインなのか、それを乗せられるトレーラーなのかというのも……。たしか見た感じではトレーラーに乗せられるような感じではないんで、その辺が……。積載車か何かを持っておられるか知らないですけど、その辺、移動だけで大変なん

じゃないかなと思うんですけど。

会 長 今回の伊豆野委員からの質問に対して、事務局、何か答えを持っていますか。

事務局 宮内、豊内、仁田子、大町などに急激に農地を拡大されているということで、維持管理の方法なども含めてどういうふうに行われているのか、事務局からもちょっと確認をしました。以前の職場などで最高10町されていたということで、現在は6町、使っている機械も10町を管理してるときよりも断然いいものを使っていて、収益性も上げて、今後、会社として経営を成り立たせていくので、燃料等もそこから捻出することを考えているということでした。

維持管理のことも気になりましたので事務局からも確認をしたんですけども、まず人手が足りているのかといったところをどういうふうにお考えですかと確認したところ、月に1週間ずつコンサル会社等に勤務されている御友人等がいらっしゃって、行く行くはその方たちも農業を専門にやっていくということで、定期的に手伝いに来てもらっているということでした。今後、人を雇用する予定もあるということで、維持管理、人材も含めたところでの登用を考えているというお話をされていました。

○1番 私の聞いたところによりますと、4町ぐらいのときは大体2条刈りぐらいでトレーラーで引いて段々に刈っていくような形でもっていききたいと。ただ、ここまで面積が増えるとうどうなのかなとはちょっと心配しています。

○5番 2条刈りぐらいだったらトレーラーで引けるけん、牽引は要らんでしょうけど、条が増えるとですね……。トレーラーがあるんだったら多分大丈夫だと思うけど。

○1番 牽引免許は持つとるそうです。

○5番 なら大丈夫でしょう。

会 長 課長のほうからどうですか。

事務局長 多分この石割田あたりだと大きかやつは入らんけん、多分そのぐらいのを持っていかれるのかなとは思いますが。

○1番 元は宮内のほうだったけんが、大型機械は入らんけんが、だけん2条刈りで回すというごたっ話は出とった。

事務局長 新規就農者で農機具を、今、融資型もあるんで、それで買われたときもそこまで大きいやつじゃなかったんですよ。ただ、伊豆野委員がおっしゃるとおり、宮内と東寒野、大町とか、豊内とかかなり箇所的に。

○5番 川向こうの反対側だもけん。

事務局長 ほかにも今、中間管理機構とかも交渉されているんで。特におっしゃったとおり、農機具の置場というか、拠点になるようなところとか、また事務局に来られる機会もあるんで、ちょっとその辺は詳しく聞きたいと思います。今から先のこともあるんで。

○5番 そうですね。

○1番 今、仮の宿として上豊内の家を借りておられて、その裏に空き地があるんで、今のところそこを借りたいと言っているという話ですね。

○5番 僕は、トレーラーを持っているか、持っていないかだけ答えてもらえば全然問題ないです。一応、トレーラーがあれば、現実には可能な距離ではあるんですけど。時間はかかりますけど。

事務局長 新規就農者の面談のときでも、その辺の情報について聞き取りをしたいと思います。

会 長 本田委員。

○10番 今、麻生原あたりの大橋の下にイノシシがおるんですよ。ここは鳥獣害の防除はどういうふうにされてるんですか。柵か何か造られるんですか。麻生原は今造ってあります。この前イノシシを見ました、でっかいのを。

事務局長 鳥獣害の被害に関しては麻生原でも今ワイヤーメッシュとかされていますけど、取組自体は、この間の区長会の中で私がちょっと言ったと思うんですけども、基本的に地域、その行政区あたりで計画を立てて、ワイヤーメッシュであったり、電気柵であったりを……。今、国庫補助が3戸以上の農家というふうになっているんですけども、ばらばらにしても効果がすぐれないということで、ぜひ区で話し合いをして考えてくださいというお話をしたと思います。そういうところで、できれば、麻生原の下とか実際に被害に遭われている農家の方たちもいると思いますので、そういう方たちがその周辺でどういうふうにするのか話し合いをされてですね。もちろん目撃情報とか被害が出たときには、うちのほうもできる限り、例えば、町のほうで委託している駆除隊の方々にちょっと見ていただいたりとか、わなが仕掛けられるような状況であればわなを仕掛けていただくとかいう手だてもしますけれども、基本的にはそこで作っておられる方が自衛することになります。

○10番 この方のことを心配しているのは、囲うやつを一人で造らないかんですね。そこをどういうふうにするのか。しなかったら恐らく米は作れないと思いますよ。イノシシが入ったら臭いがついて米を出荷できませんからね。

会 長 はい。

推進委員 私は東寒野ですが、今言われました石割田というところは、基盤整備を全部してあります。だから大型機械も入ります。ただ、問題はさっき言われた有害鳥獣の駆除とそれから水です。水は自然水ですから、山水を取り込まないといかんです。それをまだ多分本人は知らんと思います。要するに、パイプで引っ張ってから用水に持ってこんといかん。そういうところまで本人さんもある程度地元の人に聞いてから借りて。私も今伊豆野さんが言われた通り心配しとっとですよ。あちこち、たいがい借りておられます。そしてまた、西寒野のほうを借りる予定があるらしいで

す。だから、また増えるわけですね。だから、やっぱりそういうところを、委員会としても相談にのったり何かしてもらえばいいかなと思います。

以上です。

会 長 皆さん方いろいろ心配されて意見が出てます。基本的には耕作放棄地とか遊休農地と重なっている点では、積極的にやりたいということで入られることは非常によろしいことだと思います。ただ、いろいろ問題もありますので、やはり農業委員会としてもそこら辺は気を配りながら、対処しながらやっていきたいと思いますので、事務局もそういうことでよろしくお願いします。

事務局長 はい。

○1番 9と10の件なんですけど、この（亡）というのはまだ名義が変わってないということですか。

事務局長 そうです。

○1番 その状況で、農地中間管理機構を通しての貸付けもオーケーなんですか。

事務局長 亡くなられて名義が変わってないときは、相続権がある方の中で相続人の該当者、2分の1以上の相続権がある方が代表として契約ができることになっています。

事務局 複数名おられるときは、合わせると2分の1以上になる方々に印鑑をもらいます。

○1番 それを取られたってということですね。

事務局長 取られたということです。

会 長 よろしいですか。いろいろ意見も出ました。

それでは、採決を行いたいと思います。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号6番から11番までについては、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番から13番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請地は赤色の部分です。こちらに井本緑化グラックスがございまして、県道小川嘉島線がこのように通っております。番号12番の申請地は、井本緑化グラ

ンクスさんから北に約310メートルの田口平ノ上に1筆あります。また、番号13番の申請地は、グランクスさんから北東820メートルの田口字上松に一筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号12番、13番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地でも米、麦、大豆、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
本田委員、どうぞ。

○10番 事務局にお尋ねします。13番目の人の年齢が違いますけれども、記載ミスでしょうか。

会長 事務局、わかりますか。
事務局 すみません、申請書を確認させてください。
会長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時53分

会長 それでは、再開いたします。
事務局、回答をお願いします。

事務局 大変失礼いたしました。申し訳ございません。申請者の年齢は正しくは74歳です。修正をお願いいたします。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。
ほかに意見はないようでございます。
それでは、採決を行いたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号12番から13番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、16ページをお願いします。

番号14番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。
(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の

種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。

24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに星の川団地がございまして、申請地は星の川団地から西へ約920メートル、船津字山口原に1筆あります。

最後に、相手方の状況について説明します。相手方は認定農業者で、主に米、花卉、花木の作付をされています。申請地には、花卉、花木の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会 長

ただいま事務局から番号14番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号14番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、16ページをお願いします。

番号15番について審議したいと思いますが、この案件の所有権を受ける者は、農地利用最適化推進委員の田上委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田上委員退出)

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。

25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらが熊本甲佐総合運動公園です。申請地は運動公園から南西に約350メートル、船津字深迫に1筆あります。

最後に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、主に酪農をされています。申請地には飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会 長

ただいま事務局から番号15番についての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。
質問はないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番については、原案のとおり承認をいたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上委員入室)

それでは、本日用意いたしました議題は全て終了いたしました。

事務局のほうへバトンをタッチいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

3 番

4 番